

警備に関する資料

委託業務仕様書

本仕様書は、業務委託を円滑に遂行するにあたり、以下のとおり必要な事項を定めるものとする。

- 1 委託名 日岡山公園交通誘導警備業務委託（その2）
- 2 委託場所 日岡山公園内（公園外周辺の道路を含む）
- 3 委託内容 公園利用者（花見来客（車両等）を含む）の交通安全誘導業務
- 4 委託期間 令和5年3月18日、19日、21日
及び
令和5年3月24日から令和5年3月31日まで（計11日間）
- 5 勤務時間 従事する勤務時間、人員については、以下のとおり。
 - (1) 平日 10時から19時まで 12名配置（交代要員含む）
 - (2) 3月18日、19日、21日 9時から21時まで 2名配置（交代要員含む）
 - (3) 3月25日、26日 9時から21時まで 28名配置（交代要員含む）
- 6 委託条件
 - (1) 雨天により中止する場合は、前日の17時ごろまでに決定し、受注者に通知するものとする。
 - (2) 天候が不安定な日は、発注者と協議のうえ決定する。
 - (3) 平日は、現場到着後に中止若しくは4時間以内に雨天等により業務が終了した場合には、1日当たりの金額の50%を支払う。ただし、4時間を超えて就業した場合には1日就業したものとみなす。
 - (4) 土曜日、日曜日及び祝日は、現場到着後に中止若しくは6時間以内に雨天等により業務が終了した場合には、1日当たりの金額の50%を支払う。ただし、6時間を超えて就業した場合には1日就業したものとみなす。
- 7 交通誘導員の有資格
 - (1) 交通誘導員Bに従事すること。
なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり
交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、

交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの。（以下のいずれかに該当すること。）

- ・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。
- ・警備業法における講習会（警備業法第23条第3項の講習会）の課程を修了した者。
- ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に関する警備業務に従事した期間（実務経験数）が1年以上である者。

(2) 交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料のいずれかを提出すること。

- ・警備員指導教育責任者資格証（写し）
- ・講習会終了証明書（写し）
- ・交通誘導警備検定合格証（写し）
- ・基本教育及び業務別教育を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し

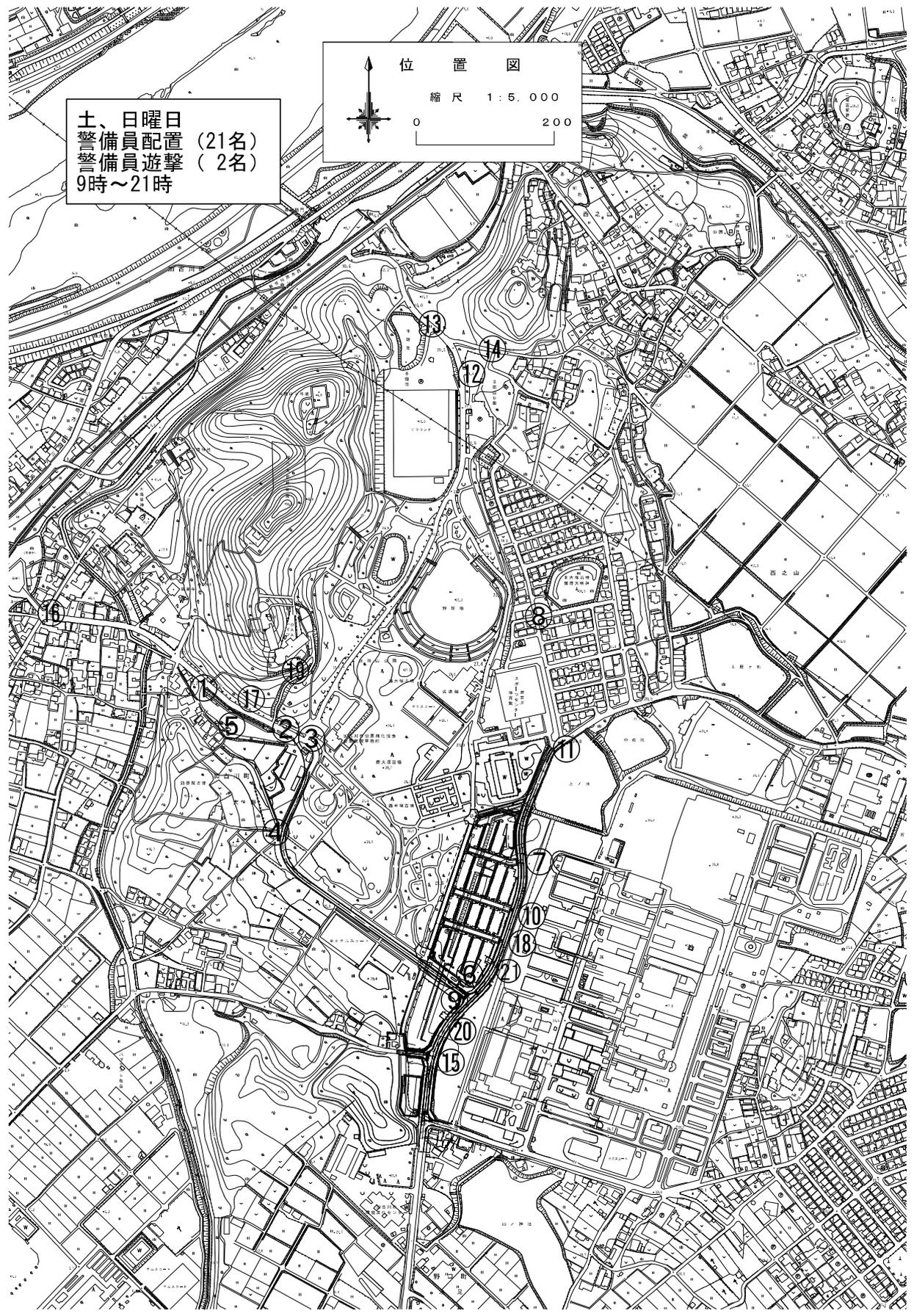
8 その他

(1) 業務委託着手にあたり、事前に警備計画書を提出すること。

(2) 桜の開花状況に伴う来園者数により、委託期間、警備時間、警備人数の変更を行う場合がある。

(3) 第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを提出すること。
なお、保険金額は受注者の任意とする。

土、日曜日
警備員配置 (21名)
警備員遊撃 (2名)
9時~21時



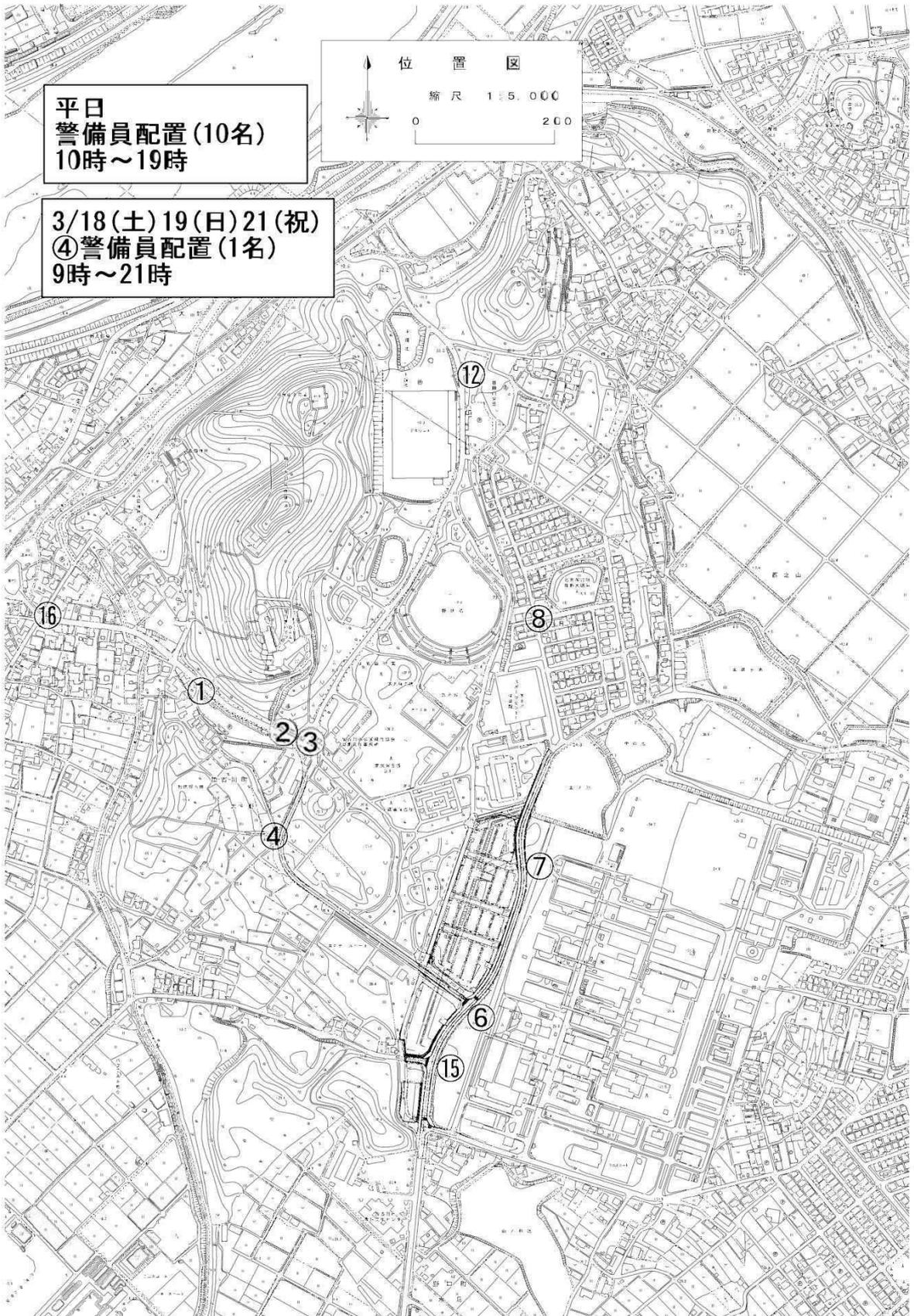
平日
警備員配置(10名)
10時~19時

3/18(土)19(日)21(祝)
④警備員配置(1名)
9時~21時



位置図

縮尺 1:5,000



交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの。(以下のいずれかに該当すること。)

- ・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。
- ・警備業法における講習会（警備業法第23条第3項の講習会）の課程を修了した者。
- ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に関する警備業務に従事した期間（実務経験数）が1年以上である者。

(2)交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料のいずれかを提出すること。

- ・警備員指導教育責任者資格証（写し）
- ・講習会終了証明書（写し）
- ・交通誘導警備検定合格証（写し）
- ・基本教育及び業務別教育を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し

8 その他

(1)業務委託着手にあたり、事前に警備計画書を提出すること。

(2)桜の開花状況に伴う来園者数により、委託期間、警備時間、警備人数の変更を行う場合がある。

(3)第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを提出すること。
なお、保険金額は受注者の任意とする。